

明るい選挙広報誌

南薩しろばら

Vol.17



令和6年度(第76回)明るい選挙啓発ポスターコンクール応募作品(一部掲載)



県入選

指宿市立川尻小学校

2年 濱田 結莉



県入選

南さつま市立坊津学園

6年 赤塚 弓華



南九州市立川辺中学校

2年 前迫 優杏



枕崎市立別府中学校

2年 山崎 珠奈



枕崎市立桜山中学校

2年 下園 萌生



南九州市立川辺中学校

2年 太鼓 愛来



南さつま市立坊津学園

8年 上村 千愛

たくさんのご応募
ありがとうございました

応募いただいたすべての作品から

選挙に対する強い想いが伝わってきました。

このポスターコンクールは

公益財団法人明るい選挙推進協会

都道府県選挙管理委員会連合会

都道府県選挙管理委員会

市区町村選挙管理委員会 が主催しています。



選挙啓発出前授業

令和6年5月31日、鹿児島県立山川高等学校で、1年生から3年生の生徒61名を対象に出前授業を行いました。講師として主権者教育アドバイザーである高橋勝也氏（名古屋経済大学法学部教授）を招き、生徒との対話を交えながら「若者が選挙に行く意義」や「みんなの一票」という考え方について、生徒目線でわかりやすくご講演いただきました。

また、9月27日、枕崎市立桜山小学校で、6年生の児童32名を対象に出前授業を行いました。児童は学級委員を選ぶクラス選挙を題材とした演説動画を視聴のうえ、投票方法を確認し模擬投票を行いました。投票後は児童にも開票を手伝ってもらい、開票結果の発表・選挙に関するクイズを実施し、実際に選挙さながらの模擬投票を体験し選挙制度について理解を深めてもらいました。

さらに、10月17日には、枕崎市立立神中学校で、3年生の生徒35名を対象に出前授業を行いました。講話においては選挙の種類・選挙違反の例・期日前投票に関しても学習し、近く行われた知事選挙や衆議院議員総選挙が若者にとっても身近なものとして感じてもらいました。



山川高等学校での講演の様子



桜山小学校での模擬投票の様子

選挙人名簿登録者数

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届出をした日）から引き続き3か月以上その市区町村の住民基本台帳に登録された人です。

	男	女	計
枕崎市	7,429	8,752	16,181
指宿市	14,618	16,971	31,589
南さつま市	12,301	14,242	26,543
南九州市	12,511	14,333	26,844
計	46,859	54,298	101,157

令和6年12月1日現在（単位：人）

来年度実施予定の選挙

- ・ **第27回参議院議員通常選挙**
(令和7年7月28日任期満了)
- ・ **南さつま市長・市議会議員選挙**
(令和7年11月26日任期満了)
- ・ **枕崎市長選挙**
(令和8年1月25日任期満了)
- ・ **指宿市長・市議会議員選挙**
(令和8年2月11日任期満了)

引っ越したら住民票の異動を！

進学や就職等で引っ越しをしたら、住民票を異動することが**法律で義務付け**られています。
住所を変更するときは、必ず市区町村役場で手続きを行いましょう。

選挙に行こう



南九州市 にしきこ 西迫 諒 りょう

2015年に選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことを知っていますか。これにより、今まで以上に若者層の意見を政治に反映することができるようになりました。

しかし、選挙可能年齢が引き下げられても若者の投票率は低下傾向にあります。これは、政治に興味がなかったり、難しいといった要因があったりすると思います。確かに、私も初めて選挙に行ったときはそう感じていました。しかし、選挙は私たちの生活に直接影響を与えることを理解する必要があります。私たちはまだ社会に踏み出している途中の段階であり、投票の判断が難しいと考える人も多いと思いますが、社会では教育や環境問題、経済政策等、私たちの将来に関わる重要なテーマが議論されています。これらの問題について考え、自分の意見を持つことが大切です。

私たちが投票をすることで、より良い社会を築く一歩を踏み出すことができます。だからこそ、選挙に参加し、自分の声を届けることが大切だと感じています。みなさんも投票に参加してより良い未来を築いてみませんか。

選挙の大切さ



枕崎市 やどり 宿里 優斗 ゆうと

私は、現在選挙管理委員会事務局に勤務しており、選挙に関わる仕事をするまで私が住む市の投票率も知らず、選挙をしていることすら気付かずに生活していました。

しかし、選挙に関わるようになってから、選挙は私たち国民に与えられた大切な権利であり、政治に参加できる唯一の機会だと知りました。それにもかかわらず、私たちが政治に意思表示できる機会を放棄してしまう方が多いです。それでも、一人一人が政治に参加しようとする意識が大事であると思います。

そして、投票率が上がり、様々な人の意見が反映された政治を実現させることが重要です。特に、若者の投票率の低下が大きな問題となっています。政治に興味がなくても、選挙に行く前は公報やSNS、インターネット等でも調べられるので情報を取り入れて選択しましょう。

最後に、選挙の当日に用事がある場合は期日前投票や不在者投票といった制度があります。他人事ではなく、みなさんの意志を込めた、未来へと繋ぐ貴重な1票を棄権することなく投票しましょう。

未来を変える一票を



南さつま市 さかうえ 坂上 凛香 りんか

みなさんは選挙の一票についてどのように感じていますか。

私は、選挙権が与えられた18歳のとき、「私には関係ない」「とりあえず投票すればいい」と思っていたため、保護者に連れられて理由もなくただ投票していました。しかし、社会人になり社会の仕組みを知っていくにつれて、選挙カーで演説をしている候補者のマニフェスト・演説が目につくようになりました。

それからは、候補者が何を重視しているのか、何を变えたいと思っているのか、この政策が実現したら私の生活はどう変わるのかなど、様々なことを考えながら投票するようになりました。

私たちの一票は、今後の社会生活を大きく変革する可能性の種になります。「興味がない」「関係ない」と感じている方も、インターネットやSNSを利用して情報を収集することで、自分なりの意見を持つことができます。まずは選挙とは何か、候補者はどんな人で何を伝えようとしているのか、知ってみる頃から始めてみませんか。

次は私たちが未来を変える番です。

明るい未来を受け継ぐために



指宿市 ひご 肥後 瑞希 みずき

平成27年に公職選挙法が改正され、翌年より選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。その頃私は18歳で、自分にはもう少し先だと思っていた投票が身近なものになり、その年の7月に人生初の投票に行きました。今思い返すと、まだまだ未熟ながら、有権者として投票しなくてはという少しの責任感と、選挙とはどのようなものなのかという興味もあったと思います。

先日、20代前半の親戚と選挙の話題になりました。直近で執行された投票に行ったか尋ねると、公約を把握できていないから、分からないまま投票するのは申し訳なく、行けなかったという返事でした。若年層に投票に行ってもらうためには、まずは、選挙に興味を持ってもらい、一人ひとりにどのような未来を望むのか考えてもらうきっかけが必要だと感じました。そのきっかけを作るのは、近くにいる、少しでも経験のある私たちの役目でもあるのかもしれません。

若年層の投票離れが問題視される中、私たちがどのように若い世代に明るい未来を受け継ぐことができるのか、選挙を通して考えていくべきではないでしょうか。

枕崎市明るい選挙推進協議会における 高校生委員の委嘱と取組みについて

枕崎市では、若者が政治・選挙への関心をより深めてもらうことを目的として、令和6年6月24日に市内の2高校（鹿児島水産高等学校、枕崎高等学校）の生徒5名を、新たに市明推協の委員として委嘱しました。

委嘱にあたっては、高校側に出向き、明推協の活動内容や高校生委員の必要性について説明し、後日、協定書の要旨・任期（1年）・活動内容等について両校と協議を重ねてきました。今回の提案に高校生が興味を示してもらえるのか不安を抱えながらではありましたが、5名の高校生が手を挙げてくれたことは感謝に堪えません。

そして、前述のとおり、6月24日の市明推協総会でも全会一致で承認され、同日開催の協定締結式で、選管委員長と両校長との三者協定による調印式のなかで、高校生委員への委嘱状授与と同代表による決意表明を述べていただきました。

当面予定している活動としては、学業に支障がないことを前提としながらも、選挙時の街頭啓発キャンペーン、選管委員との座談会、投票立会人の委嘱、研修会への参加要請、市議会傍聴等を計画しており、今後も高校生委員の意見を取り入れながら精力的に啓発活動を展開し、波及効果による若者の投票率向上にも繋がることを期待したいところです。



★前段左から（敬称略）
鹿児島水産高等学校3年
里見 徳馬 廻 紳太郎
山下 さくら
枕崎高等学校3年
中道 友哉 中木原 馨寿

★後段左から（敬称略）
鹿児島水産高等学校
校長 福島 聡
枕崎市選挙管理委員会
委員長 西之原 修
枕崎高等学校
校長 吉満 義文

令和6年7月7日執行 鹿児島県知事選挙の結果

投票状況

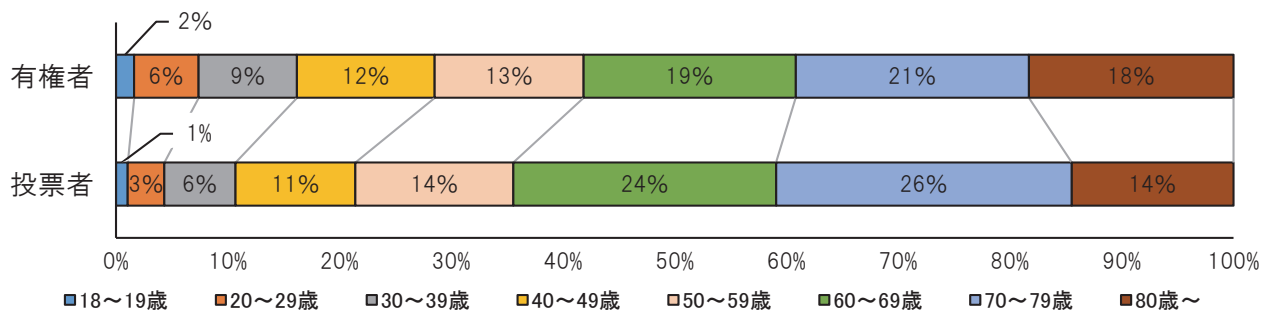
	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市
投票者数 (人)	7,512	14,400	13,172	12,993
投票率 (%)	46.60	45.84	50.10	48.53
前回比較	△2.05	△6.71	△4.31	△3.19

各候補者得票数（単位：人）

候補者名	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市
米丸 まき子	2,158	4,366	3,612	3,457
てのくち 里花	544	1,268	1,270	1,106
しおた 康一	4,759	8,657	8,227	8,359

投票者の世代別投票状況（単位：人）

	男			女			計		
	有権者	投票者	投票率	有権者	投票者	投票率	有権者	投票者	投票率
18・19歳	688	208	30.23	948	301	31.75	1,636	509	31.11
20歳代	2,957	718	24.28	2,853	856	30.00	5,810	1,574	27.09
30歳代	4,458	1,429	32.05	4,393	1,634	37.20	8,851	3,063	34.61
40歳代	6,208	2,444	39.37	6,188	2,713	43.84	12,396	5,157	41.60
50歳代	6,486	3,130	48.26	6,919	3,663	52.94	13,405	6,793	50.68
60歳代	9,284	5,298	57.07	9,805	6,003	61.22	19,089	11,301	59.20
70歳代	10,170	6,090	59.88	10,823	6,630	61.26	20,993	12,720	60.59
80歳代以上	6,230	2,908	46.68	12,186	4,052	33.25	18,416	6,960	37.79
合計	46,481	22,225	47.82	54,115	25,852	47.77	100,596	48,077	47.79



※1 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても100とはなりません

※2 南薩4市(枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市)の状況を合計し算出

令和6年10月27日執行 衆議院議員総選挙の結果

投票結果（小選挙区）

	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市	県
投票者数（人）	8,554	17,766	15,012	14,933	697,049
投票率（％）	52.71	56.20	56.39	55.41	53.49
前回比較	△3.89	△4.04	△4.27	△2.73	△4.22

開票結果

①小選挙区（鹿児島第2区）

候補者名	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市
矢 竹 ゆかり	313	545	543	577
まつざき 真 琴	483	828	1,054	761
みたぞの さとし	4,074	11,666	7,614	9,137
つ じ 健太郎	934	1,345	1,604	1,217
やすおか 宏 武	2,627	3,099	3,981	3,061

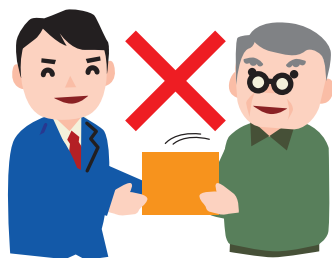
②比例代表（得票数は、小数点以下を切り捨てています。）

政党等名	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市
日本共産党	313	611	616	589
れいわ新選組	522	1,110	903	932
立憲民主党	1,439	3,132	2,795	2,463
国民民主党	371	956	856	727
日本維新の会	579	1,251	1,067	956
社会民主党	181	404	386	284
自由民主党	3,712	7,104	6,201	6,494
公明党	832	2,007	1,167	1,350
参政党	283	688	488	552

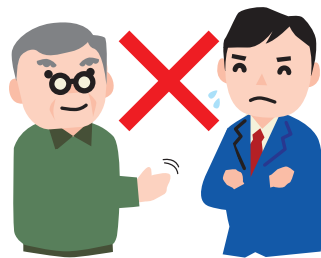
③最高裁判所裁判官国民審査については省略させていただきます。

三 ない 運 動

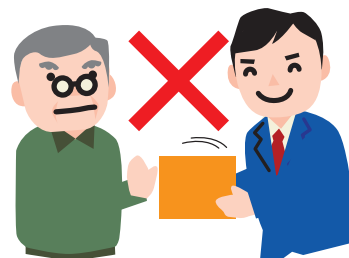
「三ない運動」とはお金のかからない政治や選挙を目指して、公職選挙法により禁止されている寄附行為をしないようにしようとするものです。



政治家は有権者に寄附を
贈らない



有権者は政治家に寄附を
求めない



政治家から有権者への寄附は
受け取らない

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

「三ない運動」は明るい選挙推進運動の柱のひとつです。政治家や候補者、有権者一人ひとりが十分気をつけ、ルールを守りましょう。

禁 止 さ れ て い る 寄 附 (例)



・病気見舞い



・祭りへの寄附や差入れ



・お中元、お歳暮



・入学祝、卒業祝



・地域の運動会や
スポーツ大会への
飲食物の差入れ



・葬式の花輪、供花
・落成式、開店祝の花輪



・町内会の集会や旅行
等の催物への寸志や
飲食物の差入れ



・結婚祝（秘書等が代理で
出席する場合）
・香典

その他の寄附に関する Q&A

Q1：政治家が町会等の新年会、忘年会に出席して、
会費相当額を出すことはできますか？

A1：会費が設定されている会であり、会費など債務の履行と認められれば寄附にあたりませんが、包み金の類は禁止された寄附に当たります。

Q2：政治家は祝電や弔電を打つことはできますか？

A2：禁止された寄附に当たらないので、可能です。



政治家の寄附禁止

南薩しろばら Vol.17 令和7年2月 発行
編集発行：鹿児島県明るい選挙推進協議会南薩支会
【枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市選挙管理委員会】